

ラストマイル配送効率化促進事業 概要資料

2026年4月

目次

1. 背景・目的

2. 事業概要

3. 審査のポイント

4. その他申請時の留意事項（利益排除）

5. 問合せ先

1. 背景・目的

地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保する取組みを支援します

背景

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しており、政府は改正物流効率化法の施行や次期「物流施策大綱」の策定等、課題解決に向けた取組みを行っています
- その中でもラストマイル配送においては、地域によって課題は異なるものの、特に地方や過疎地域では、高齢化・人口減少に伴う需要縮小により物流採算性の維持が困難となったり、物流を担う地域の宅配便ドライバーの減少が進む中で広範囲に点在している配送先に届ける必要があるなどの物流効率性に課題を抱えています

目的

- 物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、荷主・物流事業者・地方公共団体等の多様な主体が連携しながら、物流負担の軽減にむけた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用などを図る先進的な事業に要する経費の一部に補助金を交付することにより、地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保することを目的とします

事業目的

- 物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、**地域の宅配便ドライバーの負担の軽減**を図り、**配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供**を確保。

事業概要

- **荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負荷の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送**の推進、**ドローン等の活用**などを図る先進的な取組を支援する。

① 物流を支える地域の受取拠点の整備

- 地域住民がネットスーパー等の商品を近隣の**公民館、飲食店、コンビニ、宿泊施設、郵便局**等で受け渡すことができる**拠点の整備**等を支援



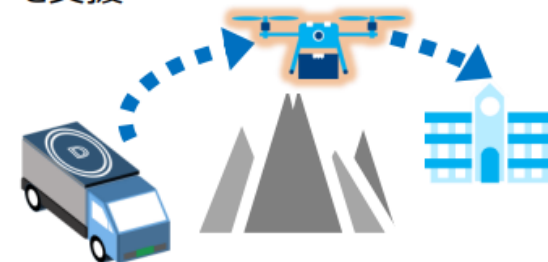
② 過疎地域等での貨客混載・共同配送

- **地域の輸送資源を最大限活用**するための**貨客混載、共同配送**等に取り組む際の**資機材の導入**や**集配拠点の整備**等を支援



③ ドローン等の新たな輸送手段の活用

- **共同配送の核となる拠点から相当程度離れたエリアで、トラック輸送を補完**する配送手段として**ドローン等**を活用する際の**配送拠点の整備**等を支援



地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、**配送サービスの水準の維持**と**ラストマイル配送の持続可能な提供の確保**を実現

補助対象・補助率等

- 補助対象：ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会等
- 補助率等：補助率1/2以内（1件当たり最大2,000万円程度）

令和7年度の3つの補助事業が2つに統合されました。

地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上の取組のうち、ラストマイルのみにおける取組(過疎地等の共同配送・ドローン配送等)は、「ラストマイル配送効率化促進事業」へ申請ください

本事業の位置づけ

令和7年度に実施した事業	令和8年度事業	事業目的	間接補助金額
<p>モーダルシフト加速化事業</p> <p>地域連携モーダルシフト等促進事業</p> <p>ラストマイルのみにおける取組</p> <p>ドローン配送拠点整備促進事業</p>	<p>地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業</p> <p>ラストマイル配送効率化促進事業 <u>(本事業)</u></p>	<p>地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援</p> <p>物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保 <u>(ラストマイルのみにおける取組(過疎地域等の共同配送・ドローン配送等))</u></p>	<p>7,500万円程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 検討経費：2,500万円(定額補助) ▶ 実証・事業化経費：5,000万円(補助率 1/2) <p>2,000万円程度 (補助率 1/2)</p>

令和7年度の「地域連携モーダルシフト等促進事業」では、ラストマイルのみの取組も補助対象としていましたが、令和8年度事業では、ラストマイルのみの取組は、原則、「ラストマイル配送効率化促進事業」へ申請ください。

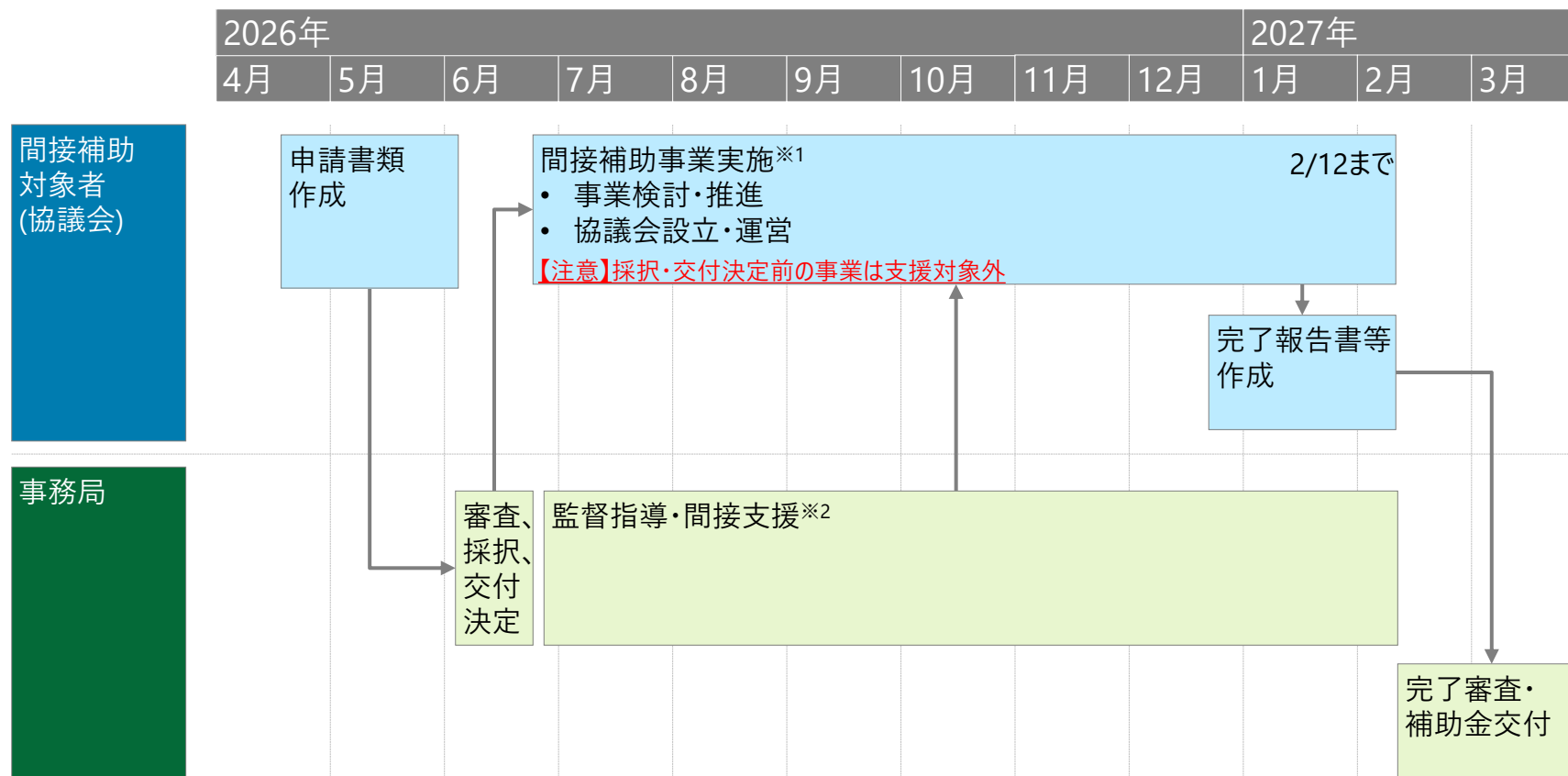
ただし、ラストマイルにおける取組に加えて、幹線輸送や地域間輸送に係る取組を組み合わせること等により、「地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業」をご活用いただける場合がございますので、詳しくは事務局へお問い合わせください。

2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象
- 交付申請時のポイント

採択・交付決定後に開始された事業に対して費用等の支援を行います。
 なお、本事業では、事務局による協議会への間接支援も予定しています

事業全体の流れ



※1：間接補助事業実施期間中は、実施状況を月次で報告いただきます

※2：間接支援としては、必要に応じて協議会同士マッチング（情報・ノウハウの共有）等を実施いたします

2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- **間接補助対象**
- 交付申請時のポイント

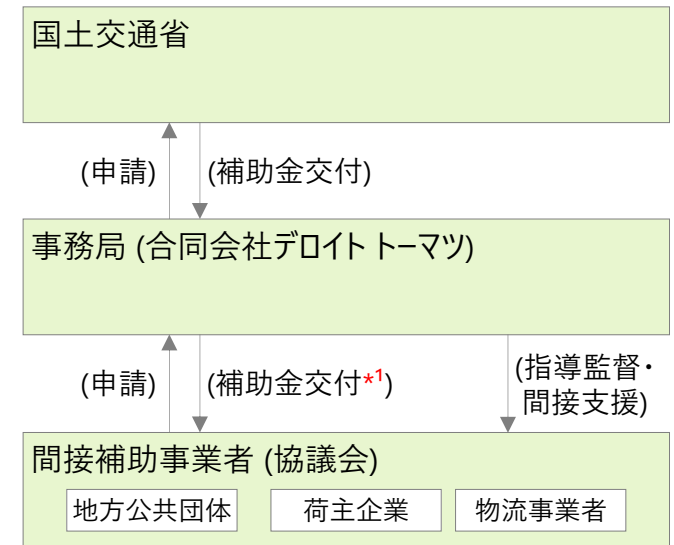
間接補助の上限金額を2,000万円とし、事務局から間接補助事業者へ補助金を交付します。なお、概算払いは認められないのでご注意ください

間接補助対象要件・事業スキーム

間接補助対象要件

間接補助対象者	協議会 (ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者等が参画した協議会等)
間接補助金額(上限)	下記①～③単独・もしくは組合せで最大2,000万円 ① 地域を支える地域の受取拠点の整備：最大500万円 ② 過疎地域等での貨客混載・共同配送：最大500万円 ③ ドローン等の新たな輸送手段の活用：最大2,000万円 ※①～③ともに補助率 1/2
間接補助事業期間	交付決定日～2027年2月12日(金) (交付決定日より前に契約・発注を行った経費については補助対象外となりますので、契約・発注は事業開始日(=交付決定日)以降に実施してください)

事業スキーム



*1：【注意：本事業において、概算払いは認められておりません】

交付すべき補助金の額を確定した後、2027年3月に間接補助事業者に対して補助金を支払うものとし、事業実施途中での概算払いは認められません



事業素案策定段階から実証・事業化段階に至るまで、事業推進に必要な費用に対して、幅広く補助金を活用いただけます

間接補助対象経費

ラストマイル配送効率化促進事業

事業素案策定

実証

事業化

想定タスク (例)

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 物流課題仮説抽出 ■ 事例調査 ■ 事業素案立案 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 受取拠点整備 ➢ 貨客混載・共同配送 ➢ ドローン等の活用 等 ■ 期待効果把握(概算) ■ 実現に向けた課題抽出 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 物流課題仮説実証 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 協議会での意見交換 ➢ 地域関係者へのヒアリング ■ 事業素案実証 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設備/機器購入 ➢ 拠点整備 ➢ システム導入 ➢ 実証運行 ■ 期待効果算出 ■ 事業計画立案 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 受取拠点の整備実施 ■ 貨客混載・共同配送実施 ■ ドローン等の活用 ■ 次年度以降の事業計画立案 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予定施策 ➢ 対象エリア/ルート ➢ 期間/予算/リソース 等 |
|---|--|---|

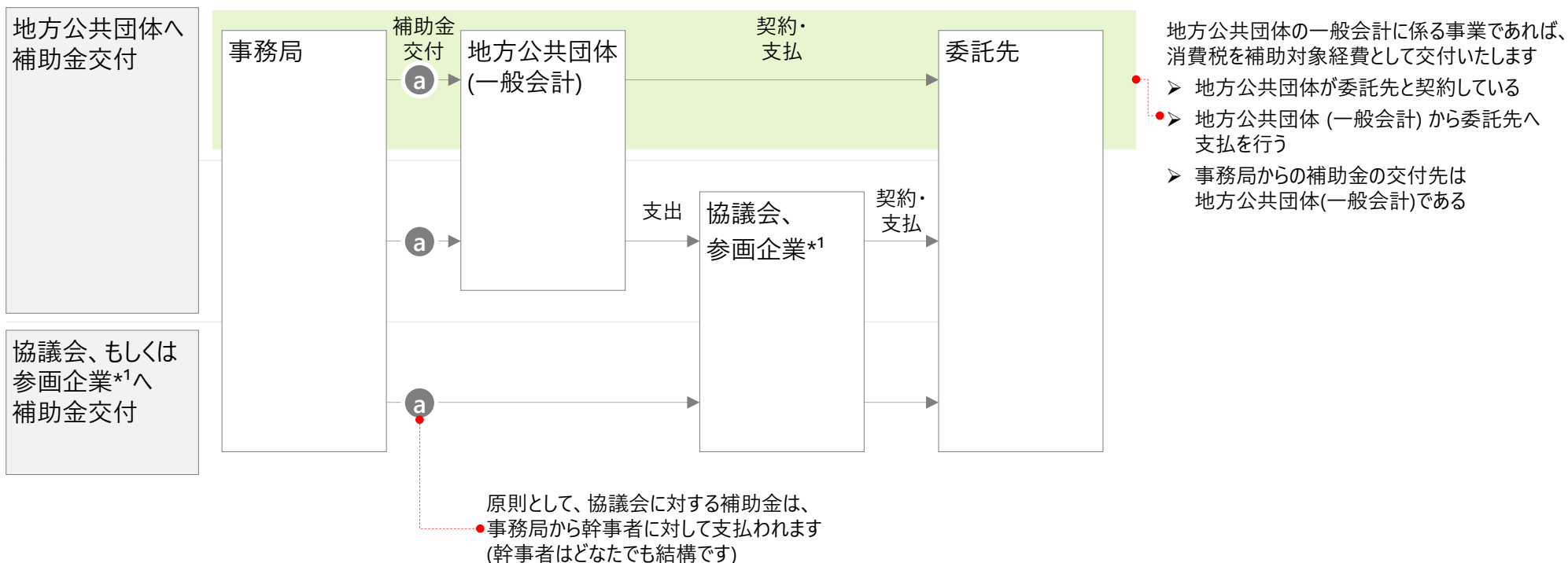
補助対象 経費 (例)

- 調査・分析に関する経費(業務費等)
- 設備/機材購入経費(工事費、設備費等)
- 事業素案立案に関する経費(業務費等)
- 物流拠点整備経費(工事費、整備費等)
- システム導入経費(業務費、事務費等)
- 実証運行経費(業務費、事務費等)
- 事業計画立案(次年度以降を含む)に関する経費(業務費等)
- 協議会運営・プロジェクトマネジメントに関する経費(業務費、事務費等)

原則として、協議会に対する補助金は、事務局から幹事者に対して支払われます。
また、地方公共団体の一般会計に係る事業の場合、消費税も補助経費対象となります

代表的な事業スキーム

代表的な事業スキーム (お金の流れ)



*1: 協議会に参画する荷主企業、物流企業等を指します

2. 事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象
- 交付申請時のポイント

正式発足前の協議会でも申請いただくことが可能ですが、事業内容ごとに設定された補助金額の上限や申請いただく経費区分にはご注意ください。

交付申請時のポイント



協議会

- ✓ 協議会等には地方自治体、荷主又は、物流事業者が2者以上参画することが必須ですが、協議会構成員の組み合わせ方に条件はありません。「地方自治体＋荷主」、「荷主＋物流事業者」、「地方自治体＋物流事業者」などの様々な協議会構成で申請いただくことが可能です
- ✓ 協議会構成員同士の合意が取れていれば、正式発足前の協議会でも申請いただくことが可能です



金額上限

- ✓ 間接補助金額は事業内容に応じて、それぞれ上限が設定されています
 - ① 地域を支える地域の受取拠点の整備：最大500万円
 - ② 過疎地域等での貨客混載・共同配送：最大500万円
 - ③ ドローン等の新たな輸送手段の活用：最大2,000万円
- ✓ 上記①②③の事業を組み合わせることも可能ですが、1協議会の補助金上限は2,000万円が上限となります。組み合わせる際はご注意ください



経費区分

- ✓ 間接補助事業は、「地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準の維持とラストマイル配送の持続可能な提供の確保」という事業目的の実現に資する事業内容である必要があります。その為、公募要領に記載する補助対象経費において「業務費のうち、調査・設計」を単独で対象とする事業は申請することはできませんので、ご注意ください
- ✓ 「業務費のうち、調査・設計」を補助対象とする場合は、必ず他の補助対象経費と組み合わせる申請してください

例①【申請不可】物流課題抽出の為、物流データ調査を実施 [業務費（調査）]

例②【申請可】物流データ調査およびドローンの実証運行を実施 [業務費（調査）＋業務費（検証）]

例③【申請可】物流データ調査および受取拠点用設備購入を実施 [業務費（調査）＋設備費]

3. 審査のポイント

審査における採点、特に事業計画の的確性が重要なポイントとなります。採択に向けては、審査のポイントを十分に踏まえた事業計画を作成し、申請いただくことが重要です

審査のポイント

必須要件	事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none">日本国内に拠点を有していること国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
	協議会構成	<ul style="list-style-type: none">協議会等には地方自治体、荷主又は、物流事業者が2者以上参画していること
採点項目	事業計画の的確性	<ul style="list-style-type: none">ラストマイル配送が抱える物流課題を的確に把握できているかラストマイル配送の持続可能な提供に資する取組であるか受取拠点の整備/貨客混載等/ドローン配送等が課題解決の手段として適切であることを示しているか協議会に地方自治体・物流事業者・荷主を巻き込んでいるか平時の運用に加え、災害時の活用を想定した取組であるか
	事業計画の実現性	<ul style="list-style-type: none">事業工程に具体性があり、事業期間内に完了することが確実であるか事業実施体制や役割分担は妥当か、事業遂行に懸念はないか
	事業の持続性・継続性	<ul style="list-style-type: none">事業期間以降の事業継続を見据えているか事業を自ら継続させるための採算性の確保策が明確であるか

4. その他申請時の留意事項（利益排除）

申請者自身または関係会社から調達を行う場合、補助対象経費に利益を含めることはふさわしくないと考えられるため、利益排除した原価で申請いただく必要があります

利益排除

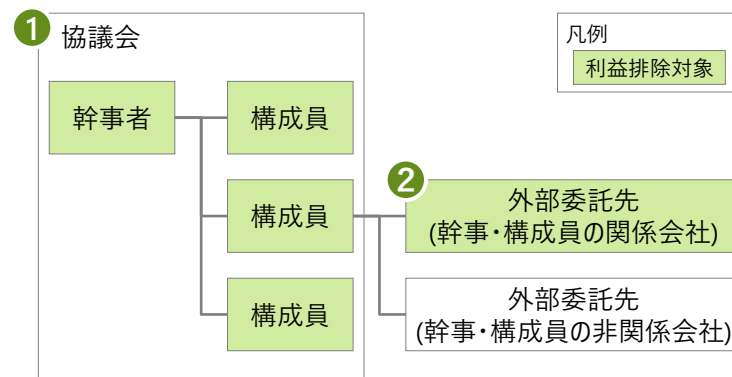
利益排除の考え方（公募要領 3 - 5 抜粋）

補助対象経費の中に、申請者の自社製品の調達または関係会社からの調達等（システム開発や工事を外注せずに自社で調達する場合など）に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身または関係会社の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、申請者自身または関係会社から調達等を行う場合は、原価（人件費や当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上してください。

※ 申請者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

利益排除の対象

- 1 協議会幹事・構成員から調達する場合
- 2 協議会幹事・構成員の関係会社から調達する場合



※利益排除でよくある質問について、「FAQ」をご参照ください

5. 問合せ先

よくある質問を「FAQ」に記載していますので、事前にご確認くださいの上、お問合せください

問合せ先

ラストマイル配送効率化促進事業 事務局

➤メール：lastmile@tohmatu.co.jp

➤TEL：090-9152-0451

受付時間：9:00～17:00

※休業日：土日・祝日・年末年始